

令和 7 年 1 月

農 業 委 員 会
総 会 議 事 録

令和 7 年 1 月 6 日
武雄市農業委員会

令和7年1月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 令和7年1月6日（月）
（開会）15時30分 （閉会）16時23分

2. 場 所 春慶屋会議室

3. 農業委員出席状況 出席者18人 欠席者1人

議席 番号	氏名	出席	欠席	議席 番号	氏名	出席	欠席
1	大島 栄	○		11	古川 さゆり	○	
2	松尾 初秋	○		12	原田 宗喜	○	
3	松尾 隆博	○		13	松岡 知子	○	
4	岩橋 久美	○		14	井手 広夫	○	
5	中村 和仁	○		15	田栗 由紀男	○	
6	池田 有	○		16	渡邊 千枝子	○	
7	田代 了三	○		17	澤井 富二郎	○	
8	笠原 勝廣	○		18	坂口 友久	○	
9	原口 保徳	○		19	相原 經憲		○
10	川口 敏広	○					

4. 農地利用最適化推進委員で出席した者

山口和利、山田富久、小柳満、差形勝見、西村栄義、山口恭広、原口昭文、大久保政則、蒲地哲也、奥山邦明、山口高陽、山口剛広、森智、木寺修、山崎秀美、福田克義、下平武二、北川信行、鈴山春樹、中原位、宮原洋昭、平川香、橋口康則、立川浩吉（以上24名）

5. 協議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について	
議案第4号 農業振興地内、農用地からの除外について	
議案第5号 地域計画(案)に対する意見聴取について	
議案第6号 武雄市非農地証明願について	5件

6. 議事内容 以降記載

《開会》

事務局長 それでは、令和7年1月の農業委員会「総会」を始めさせていただきます。

本日は、19番相原委員より欠席の届出がありました。欠席者1名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立をいたします。

それでは議事に入りたいと思います。会長、よろしくお願いします。

会 長 (農業情勢等の報告等については省略)

ただ今から、令和7年1月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議事録署名人に、7番 田代 了三 委員、15番 田栗 由紀男 委員を指名いたします。

今回は、議案第1号から第6号までの審議をお願いします。

発言される委員の方は、挙手のうえ番号を言って、議長の発言許可を受けてから、発言をしてください。

それでは、議案審議に入ります前に、事務局から先月分の報告事項をお願いします。

事務局 12月総会審議後の転用許可状況について報告。(内容は省略)

会 長 事務局から報告がありましたが、皆様方からお尋ね等ございませんか。

(なし)

会 長 特に無いようですので、議案審議に入ります。

《議案第1号 農地法第3条 許可申請》

会 長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。
農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。
この議案について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号についてご説明させていただきます。資料につきましては、議案書の1ページからです。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請です。

申請番号1番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑1筆、48平米。
譲渡人は市外に在住しているため、兄に譲りたい。譲受人は自宅の隣地なので譲りたいということで申請がされております。奥様と二人で野菜を作られるという計画です。農地の価格は発生しておりません。

申請番号2番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田1筆と畑1筆、合計2筆615平米。譲渡人は、武雄市に所有している農地を親族に譲りたい。譲受人は、親族所有の農地を譲り受け耕作したいということで申請がされております。譲受人については、宅地と建物も譲り受けられており、ゆくゆくは武雄に住まれる計画があられるということです。譲受人さんのお父

様は〇〇に住んでいらっしゃるんですけども、定期的に通ってきて、譲受人と一緒に前小作人さんに教わりながら、耕作をされるということです。農地の価格は発生しておりません。

申請番号 3 番、権利の内容は所有権移転、土地は〇〇町の田 1 筆、畑 2 筆で合計 3 筆の 2,967 平米。譲渡人は遠方に住んでいるので耕作・管理ができない。譲受人は自身の所有する畑の近くなので耕作しやすいということで、申請がされております。農地の価格は、3 筆で〇〇円となっております。

申請番号 4 番、権利の内容は、所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆、234 平米。譲渡人は、来年、遠方へ引っ越すので農地を処分したい。譲受人は、自宅の隣なので、耕作しやすいということで申請がされています。農地の価格は発生しておりません。

次のページに参ります。

申請番号 5 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の畑 1 筆で 187 平米。この農地は譲渡人の名義であるものの、昔から譲受人により管理・耕作されていた。このたび、正式に贈与により所有権移転するものですということで申請がされております。贈与なので農地の価格は発生しておりません。

申請番号 6 番、権利の内容は所有権移転。土地は、〇〇町の田 1 筆、畑 3 筆、合計 4 筆で 1,564 平米。譲渡人は、自宅から離れており、管理することが出来ないため譲りたい。譲受人は自宅建設地の隣地のため、耕作しやすいということで申請をされております。譲受人の方は、農機具については、貯金から購入をされる予定とのことで、奥様と 2 人で、お米や野菜を耕作される計画でいらっしゃいます。農地の価格については宅地とセットで購入されているため、不明となっております。

以上 6 件につきまして、農地法第 3 条許可の判断基準を満たしていると判断いたします。

事務局からの説明は以上です。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長

議案の説明が終わりました。この 6 件について、地元委員さんからの補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。

地元委員さん、何かございませんか。はい、〇〇番どうぞ。

〇〇番

申請番号 3 ですけど。12 月の 10 日に、農業委員会の方から申請が出ているということで連絡を受けましたので、地元の推進員さんと 2 人で現地確認ということで行って参りました。上の田の方は、先代までは大豆とか稲とか作って耕作されていましたが、平成 29 年に息子さんがお亡くなりになり、長女の方に相続されていたわけです。それで隣接である〇〇さんの方から、購入申し込まれております。この宅地の隣接地であってセイタカアワダチソウやカヤが生い茂るようになり、〇〇さんの方で、年に 1 回か 2 回、草払いをされておりました。購入されるということで、管理も行き届くことであると思ひまして印鑑を押したわけです。それと、下の畑の方が、2 枚とも、続いて

いるので、〇〇さんの方の道を隔てて隣接地ですね、道を隔てて、〇〇さんが畑を持っておられ、オリーブ等を植えておられます。そこも〇〇さんで購入されるということで、管理が行き届きそうだと思います、印鑑を押しました。以上です。

会 長 ありがとうございました。
 他にございませんか。
 では、地元委員の説明が終わりましたので、質疑を始めます。ご意見、ご質問等ございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、議案第 1 号の質疑をとどめます。議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 6 件の許可申請について、許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による 6 件の許可申請については、許可することに決しました。

《議案第 2 号 農地法第 5 条 許可申請》

会 長 次に、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請を議題といたします。農地法第 5 条の規定による許可申請が 3 件提出されております。この議案について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 2 号について、ご説明いたします。資料は議案書 3 ページです。
 申請番号 1 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆 556.6 平米。申請事由は需要があると見込み、2 区画の宅地分譲をしたいということで、計画されております。工事完了の時期は令和 7 年 5 月 31 日です。
 申請番号 2 番、権利の内容は所有権移転。土地は〇〇町の田 1 筆 560 平米。現在、従業員駐車場を本社から離れた所に借りている。また、大型車置場も手狭になってきたため、利便性を考え申請するものです。大型車 3 台と従業員用 8 台の計画をされております。工事完了の時期は許可後 6 か月となっております。
 申請番号 3 番、権利の内容は使用貸借権設定。土地は〇〇町の畑 1 筆 301 平米。現在、賃貸住宅に居住しているが、将来のことを考慮し、実家近くの母所有の農地に新築したいということで、一般住宅を計画されています。工事完了の時期は許可後 1 年となっております。

以上 3 件、農地区分の該当事項及び許可基準の該当事項は、議案書記載の通りです。事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。地元委員さんから補足説明をお願いいたします。その説明を受けてから、質疑に入りたいと思います。
5 条 1 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 1 番ですけど。国道べたにありまして、今年まで耕作をされておりましたけど、周りはもう住宅ばかりということで、それと国道べたということで、空き缶とか何とかが、投げられて大変ということで。ちょうど、宅地に売ってくれということもあったもんですから、申請が出されました。先月の 16 日のぎりぎりに、〇〇君と 2 人で、現地確認しに行ったわけですけども、別に問題あるとは思いませんでしたので、判を押しました。
2 番の方は、株式会社〇〇さんが、事務所のすぐ近くに適当な土地があったので、購入したいということで、現地を見に行きましたけど。もともと耕作されていない、空き地になっていたわけですけど。ここも、駐車場、従業員の駐車場と重機を置く所を探していたということで、ちょうど、良い場所が見つかったということで、耕作されるような所ではありませんでしたので、ここも 2 人で見て判を押しました。以上でございます。

会 長 それでは、3 番を〇〇委員、お願いいたします。

〇〇番 3 番の〇〇さんは、息子さんに土地を譲るということで相談があったので〇〇さんと一緒に見に行き、別に問題はありませんでした。

会 長 地元委員の説明が終わりましたので、質疑を開始します。
何かございませんか。

(質疑なし)

会 長 質疑もないようでございますので、議案第 2 号の質疑をとどめます。
議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 3 件の許可申請については、本委員会としては、許可しても差し支えないとの意見をつけて、佐賀県知事送ることに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による 3 件の許可申請については、「本委員会としては許可しても差し支えない」との意見を付けて、佐賀県知事に送ることに決しました。

—————《議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）》—————

会 長 次に、議案第 3 号を議題といたします。
議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。別冊でございます。

事務局 1 ページをご覧ください。こちらに「令和 6 年度第 10 号利用権設定計画（案）」を記載しています。
2 ページをご覧ください。こちらに内訳を記載しています。
今月から、町の明細の読み上げは省略いたします。
全体の合計といたしましては、田、新規 14 件、43 筆、65,471 平米。
再設定 34 件、53 筆、74,484 平米となっています。
3 ページ以降に各町の詳細を記載しています。
また、利用権解除については、24、25 ページに記載をしておりますので、ご確認ください。
以上、農業経営基盤強化促進法の要件を満たしていると考えます。
ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第 3 号について、質疑を開始いたします。何かございませんか。
〇〇町、〇〇さん。

〇〇推進委員 〇〇町の 10a 50,000 円。何でこんなに高いのか。

事務局 こちらはきゅうりハウス。大体、きゅうりは 50,000 円で設定されています。

会 長 他にございませんか。
3 月から中間管理機構の方に手数料を払うことになりますので、3 月からはですね、解除とかですね、多分出てくると思いますので、皆さんもそのつもりでお願いいたします。出し手と受け手の両方から 1%ずつ。何町も作ってあるところの 1%が、すごく大きなお金になりますので、予算をつけていただければとは思っておりますが。

（質疑なし）

会 長 それでは、他に意見等もないようでございますので、議案第 3 号の質疑をとどめます。
議案第 3 号 武雄市農用地利用集積事業計画（案）について、原案どおり承認することに異議ございませんか。
（「異議なし」の声多数あり）

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号 武雄市農用地利用集積事業計画(案)につきましては、原案どおり承認することに決しました。

—————《議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について》—————

会 長 次に議案第4号を議題といたします。「農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見について」、農林課の説明をお願いします。

農林課 農林課の〇〇と申します。
議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外について説明申し上げます。

詳細については2ページの方に全て記載しております。

今回は6件の除外で、総面積が7,395平米の除外となっております。順をおって説明いたします。

まず1件目が、4ページの資料になります。こちらは今、〇〇の方で、〇〇の建て替えが行われておりますが、そちらの裏手の方、3メートルほど登った所に、ハウスの跡地がありました。こちらの方を駐車場用地としてご利用されたいということですので、取得をされて除外をされるということです。ハウスの状況はもう荒廃していて、ちょっと、今後、手をつけられないような状況にはなっておりましたので、特に問題がないものとみております。

次に2件目です。7ページ。こちらは、元の〇〇公民館の近く〇〇さんっていうカーテン屋さんのすぐ隣になるんですけれども。こちらも農地の方、宅地の開発をされるということで申請が出ております。現地を確認したところ、字図で見ると、8ページにある字図で見ると、〇〇の農地が若干残りそうな雰囲気だったんですけれども、公衆用道路が通っておりまして、こちらで耕作は特に継続は問題ないということで、我々としては判断しておりますので、これで県の方に事前申請を出そうと考えております。

次に3番、〇〇、位置図は10ページですね。〇〇病院から、北の方に登った〇〇地区ですね。こちらはかなり面積が広いんですけれども、間口が狭くて水利が非常に悪い状況でした。ここも確認はしてるんですが、今、飼料作物を植えてあるんですけれども、もうそこも荒らしてるような状況で、今後ちょっと耕作継続が厳しいということでしたので、植林を希望されています。で、こちらも特に問題はないかと考えております。

次に4番。ページとしては12ページ。こちら〇〇の畑になります。〇〇さんから〇〇寄りに進んだ所で、以前も楽天モバイルのアンテナを立てる時に、農振除外をしたのと同じになってるんですけれども。今回、この畑を、普通の一般住宅を建てられるご希望です。現地確認しましたが耕作も、畑をされておりますけれども、商業目的というような状況ではございませんし、以前あったように、先ほどお伝えしたように、一部除外した経緯もございますので、特段問題はないものと考えます。

最後に 5 番、合わせて 6 番。これはほぼ同じ場所になります。〇〇の 15 ページの地図を見ていただくと分かるんですけど、〇〇の公民館あたりからゴルフ場に入るところですね、ゴルフ場の登り口の所で、今バイパスが通っている所にちょっと入ったところなんですけど。現況で地目が田になってるんですが、現地確認したところですね、とても田という状況ではございませんでした。なぜここが田かなあっているような状況で、地が埋まってしまっているような状況です。ここに農業用の倉庫を建てたいと仰っております、もう農業をするということです、特段問題にならないと思います。農地についていうのも、ありえないという状況です。今回は 6 番もですね、隣に同じ地域内で、一応、図面上、字図上は道路が通ってるんですけど、ほぼ一体の状態になってるもんなんで、あわせてこちらも除外されて、活用していただける計画が出ております。

今回除外となる 6 件、審議の方よろしく願いいたします。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第 4 号について、ご意見、ご質疑等があれば、出していただきたいと思います。何かございませんか。

はい、〇〇番。

〇〇番 2 番の案件なんですけれども、一応、圃場整備した所の田なんですけれども。この辺の農作業は、利用組合とかを利用されているのか、農作業をされているのか、どんな状況ですか。

農林課 実際、作業されている状況は、うちでは今のところ把握しておりません。

会 長 〇〇番。

〇〇番 なぜこんなことを言うかっていうと、結局、もう利用組合とかしていたら、農地が減ったら、結局、あと収入が入ってこなくなる。なかなか利用組合が成り立っていかん。じゃあ逆に、減ってくれば、その分、他のところの土地の人のを値上げしていかないと往々にしてあると思う。その辺も考慮しながらですよ、今後やっぱり進めていただきたいと思いますので、意見なんですけども。

会 長 そうですね。圃場整備もう終わってる所ですしね。それ、第一種農地だったら、なかなか許可を下ろせないかなと思いますし。

私が思うには、その農振除外はですね、もう 1 回、見直していただいて、ここに関してはいいんですけども、今までのみかん山とか何とかがですね、ずっと農振地になってるんですね。そこら辺のところをもっと見直していただきたいなという意見もちょっとあります。

先ほど〇〇委員さんが仰いましたように、圃場整備で終わっていて作りやすい田んぼは、なかなか許可は、下ろしたくはないのですけども、農林課の

方で、このように許可を下ろしてもいいんじゃないかということで、現地報告がありますので、通していきたいとは思っております。

〇〇番 今後は、その辺の環境も調べて、農業利用組合でしょったら、やっぱりその農地が減ってきたら、結局たっていかんことになるんで、その辺の了解ももらおうとして、みんな良うならんばいかんわけですよ。そこはよろしく願います、以上。

農林課 補足ですけども、会長の方からご指摘がありました。特に〇〇が多いんですけれども、山の中とか林の場所が、結構、農振地として残っております。実はですね、令和４年度に農振計画の見直しを行っておりまして、大幅にそこを落とそうとしたんですけれども、最終的にはその県の同意が得られないと、完全に落とすことができないという状況がありますので、確かに、もう実態と即してないっていうのがあるんですけれども、そのあたりは実情としてご理解いただければと思います。

会 長 何か皆さん意見ございませんか。

〇〇番 〇〇です。
15 ページの位置図、〇〇町大字〇〇。この地図はもう大分前のやつですかね、今バイパスが通って、今は家がなかったり、何か変わったりしています。

農林課 はい。すいません。我々がちょっと手持ちで所有してる地図がまだ更新されていなくて申し訳ないんですけれども、ご指摘の通り、ここのすぐ上にバイパスがありますので、すいません、そこはちょっとすいません。

会 長 なるべく航空写真にしても、新しいのを使っていただきたいと思っております。

〇〇番 何を使っているの。古いのを使っているんじゃないのか。

農林課 ゼンリンの、航空写真もですが、何年かに一回しか更新されないのです。

会 長 ありがとうございます。他にございませんか。
今の〇〇さんの意見のように、私たちが分からないところ、地元の方は分かりますけども、分からない所もあると思いますので、そういう所の把握を皆さんもよろしくお願いいたします。
他にないようでしたら、質疑をとどめたいと思います
(質疑なし)

会 長 他には無いようでございますので、議案第４号の質疑をとどめます。

議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。議案第4号 農業振興地域内、農用地からの除外に対する意見については、「農業振興施策の推進に著しい支障を及ぼすことがないと認められる」と回答することに決しました。
ありがとうございました。

—————《議案第5号 地域計画（案）に対する意見聴取について》—————

会 長 次に議案第5号を議題といたします。「地域計画（案）に対する意見聴取について」、事務局から説明をお願いします。

事務局 私の方から失礼します。
議案第5号 地域計画案に対する意見聴取について説明をさせていただきます。資料は別冊のほうになります。
意向調査の取り纏めや地域での話し合い、どうもありがとうございました。
農業経営基盤強化促進法の一部改正により、今までの人・農地プランだったものを、3月末までに、地域計画として策定する必要があり、農林課で計画案、目標地図を作成いたしました。
法に基づき、各団体に意見照会をすることになっておりますが、すでに各委員さんにはご自分のお住まいの町の計画案については、農林課から意見照会があり、全ての委員さんから同意を得たと伺っております。
今回、北方町は2地区、あと8町とモデル地区、全部で11地区の計画案を出させていただいております。
農業委員会全体として、この1枚目の後ろの意見書を出す必要がございますので、今回の総会に議案として出させていただきました。
申し訳ありませんが、各町の目標地図、各地区で3～5枚ありましたので、印刷の都合上、配布しておりませんが、ご意見等あられましたら、出させていただきたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

会 長 議案の説明が終わりました。議案第5号について、ご意見、ご質疑等がございましたら、出していただきたいと思います。何かございませんか。
せっかく農林課の方から〇〇さんが来ていただいておりますので、質疑がございましたら、何もないうでしたら〇〇さんの方から一言お願いしたいと思います。

農林課

失礼いたします。農林課の農政係の〇〇と申します。よろしくお願いいたします。今年もよろしくお願いいたします。

先ほど〇〇の方から説明がありました通り、地域計画の方につきましては、令和 4 年度より、農業委員さん、そして先代の農業委員さんの皆様のご協力もあって、何とか案の作成までこぎつけたところであります。

そしてそれを各町の委員さんに、それぞれご確認いただき、ご意見等いただき、そして同意のご意見をいただいたところであります。

〇〇の方も仰いました通り、こちらも全ての日本全国の自治体で、令和 6 年度末、令和 7 年 3 月 31 日までにね、公表をしなければならないとなっております、それがさらに言うならば、令和 7 年度以降の各種農林水産業事業の要件化となっているところかなり、私としてもですね、かなりネックになってるところでございましたので、何とか案の作成まで皆さんご協力までこぎつけたところでございます。

今回、関係機関の意見聴取ということで、委員の皆様から、個別にいただいておりますが、武雄市農業委員会として、意見を、同意するというふうにいただいて、今後の 3 月末の公表に、手続きを進めていきたいと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長

地域計画には同意しないわけにはいきませんよね。補助金の紐づけとか、あるということを聞くと、入ってないともらえないって言われたら、やっぱり同意せざるをえないかなと思いますけども。国がこの地域計画が今一番最適な農村農業を守る政策として謳っているわけですが、先のことは私たちはもう本当に現場にいるもんですから、もう本当にこの地域はどうなるかという不安はしょっちゅうあるもんですから、このくらいのことで、このままずっと続けていけるのかなという不安もございますので、地域でこれから話し合いが、耕作者がお亡くなりになったりとかですね、された場合にはですね、また地域で話し合いがあると思いますし、今もう小規模農家よりも大規模農家の方が多くて、そこが、何町も作ってる方が、何かあった場合、地域計画としても、すごく困るところだと思うんですね。それを引き受ける人がいないというような。そういう問題があると思いますので、そういうところは〇〇さん、どのように考えていらっしゃいますでしょうか。

農林課

はい。ありがとうございます。

先ほど会長が仰ったように、大規模農家さん、もう何町、今実際に多くの人達から土地を借り受けてから、営農していただいている方が武雄市にも何名もいらっしゃいます。そういった方々が営農できなくなったとなった時は、基本的には地元の皆様でお話し合いがもたれたりっていうふうな形になっているのがよくあるパターンだと私の方でも伺っております。

そして、地域計画全体見ていただいた地域計画の目標地図は、10 年後を見越してですね、大体集落営農でしたり、認定農業者さんでしたり、そして、大規模農家ですね、認定農業者さんだったりを地図上に示すという都合上

ですね、10 年というスパンでしてますので、あくまで計画ですので、必ず変更のタイミングというものは訪れます。それが例えば、農振除外だったりとか、もう、先ほど会長がおっしゃったようにちょっともう体調を崩されて営農ができなくなったっていう時もそのタイミングだと思います。そういった時は、また修正の必要が出てくると思いますので、そこは、小さな集落で話し合いをして、それで、なかなか担い手さんが見つからないとなればですね、そしたらこうある単位まで広げて、誰か担い手がいないだろうかといった話し合い。もしくは全く遠方からの、入り作農家の方の引き受けも方針として、受けるよっていうふうなこともですね、目標地図上には、ゆくゆくは示せるとなっておりますので、そういったふうな、要は、もし、大きな農地がちょっとする人がいないってなったときはですね、またそういった地域計画の修正に踏まえて、地域の話し合いの場を設けるきっかけになるのかなと思っておりますので、今回作った地域計画を作ったらもうおしまいというわけではない。情勢によってどんどん、どんどん変わると思われます。そういった時は、もう何回でも、修正はOKとなっておりますので、地域で話し合いをしていただければと思っております。以上です。

会 長 皆さん、何か〇〇さんに意見ありませんか。
 ご質問ありませんか。

(質疑なし)

会 長 ではないようでございますので、議案第 5 号の質疑をとどめます。
 議案第 5 号 地域計画（案）に対する意見聴取につきましては、意見なしと回答することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます
 よって、議案第 5 号 地域計画（案）につきましては、意見なしと回答することに決しました。

《議案第 6 号 武雄市非農地証明願申請》

会 長 次に議案第 6 号を議題といたします。「武雄市非農地証明」について、5 件の証明願が提出されています。この議案について事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 6 号について御説明いたします。資料は議案書の 4 ページからです。
 申請番号 1 番、土地は〇〇町の田 3 筆、畑 3 筆。30 年以上前に資材置場として貸していた。現在は雑種地となっている。ということで、人為的に無断

転用された土地であって、かつその転用行為が20年以上経過していることから、非農地証明事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号2番、土地は〇〇町の田1筆。30年程前に車庫を建築し、現在も車庫として使用している。事務処理要領の該当事項5号に該当するものと判断いたします。

申請番号3番、土地は〇〇町の田2筆、畑3筆。水不足のため、10年ほど前から耕作不可となり、耕作しなくなった。現在では原野の状態となっているということで、自然的荒廃土地であって、かつ、耕作できなくなってから10年以上経過していることから、事務処理要領の該当事項第4号に該当するものと判断いたします。

申請番号4番、土地は〇〇町の畑6筆。10年以上前から耕作しておらず、山林状態となっているということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

次のページにまいります。

申請番号5番、土地は〇〇町の畑2筆。昭和50年ぐらいから農地として利用していない。現在は山林となっているということで、事務処理要領の該当事項4号に該当するものと判断いたします。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 事務局の説明が終わりました。議案第6号について、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思います。地元委員さん、何かございませんか。

会 長 非農地証明も山とか、もう入っていけないところもあると思いますけども。その1番のように、資材置き場とかですね、雑種地になってると書いてありますけどもこういう所は見てもらった方がいいかなと思っております。

もう山林が、原野、畑が原野になってる所とかですね。本当にここはもう外から見ても無理っていうところがありますけれども、駐車場の入口になってたりとか、ちょっとした家の、横の農地が、もう知らない間に、駐車場の入口になってたりとか、勝手に広げてたりとか、そういうところがあった場合は、ちょっと見ていただいて、皆さん見てきていただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

何かございませんか。

それでは、地元委員さんの説明もないようでございますので、質疑を開始いたします。何かございませんか。

〇〇番 〇〇番、〇〇です。一番最後の5番ですが、畑、元々、みかん山だったんですか。

会 長 みかん山だったと思います。〇〇の方はみかん山が多かったです。〇〇さん、どうだったでしょうか、よろしくお願いいたします。

〇〇推進委員 元々みかんを栽培されていたようですが、猪も入っていないような見事な山です。

会 長 それでは、他に意見はありませんか。

(質疑なし)

会 長 意見も無いようですので、質疑をとどめます。
議案第 6 号、5 件の武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

会 長 異議なしと認めます。よって、議案第 6 号 武雄市非農地証明 5 件について原案どおり証明することに決しました。

《 閉 会 》

会 長 それでは以上をもちまして、本日、準備されました議案につきましては、全て終了しました。
これをもちまして、令和 7 年 1 月の農業委員会総会を終わります。